

# 登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）

## 入札説明書

令和元年8月2日

登別市都市整備部水道室水道グループ

1	本書の位置づけ.....	1
2	事業の概要.....	2
2.1	事業名称.....	2
2.2	事業の対象となる公共施設等の種類.....	2
2.3	公共施設等の管理者の名称.....	2
2.4	事業の目的.....	2
2.5	事業方式.....	2
2.6	対象施設及び対象業務.....	2
2.7	事業期間.....	3
2.8	事業のスケジュール.....	3
2.9	本事業におけるサービスの範囲と水準.....	3
2.10	提供されるサービスに対する対価の支払い.....	3
2.11	遵守すべき関係法令.....	3
3	入札参加に関する条件.....	4
3.1	入札参加者の構成等.....	4
3.2	入札参加者の資格要件.....	4
4	入札の手続き等.....	7
4.1	入札のスケジュール等.....	7
4.2	入札の手続き.....	9
5	事業者の決定.....	12
5.1	落札者の決定.....	12
5.2	契約手続き.....	13
5.3	事業者を選定しない場合.....	13
6	市によるモニタリング.....	14
6.1	本事業の実施状況の確認.....	14
6.2	性能未達の場合における措置.....	15
7	事業の継続が困難となった場合における措置.....	16
7.1	基本的な考え方.....	16
7.2	本事業の継続が困難となった場合の措置.....	16
8	その他.....	17
8.1	入札の無効.....	17
8.2	入札保証金.....	17
8.3	契約保証金.....	17
8.4	その他.....	18
9	問い合わせ先.....	19

## 1 本書の位置づけ

登別市（以下「市」という。）は、「登別温泉浄水場更新事業」（以下「更新事業」という。）のうち、水処理系施設の調査、実施設計、建設及び保守管理を一括し、「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）」（以下「本事業」という。）としてDBM（デザインビルドメンテナンス）方式で実施することとした。

この「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）入札説明書」（以下「入札説明書」という。）は、市が本事業を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に交付するものである。

また、以下の書類は入札説明書と一体のもの（以下「入札説明書等」という。）とし、入札参加者は、入札説明書等の内容を踏まえ、入札に必要な書類を提出するものとする。

- 添付書類（１）業務要求水準書
- 添付書類（２）落札者決定基準
- 添付書類（３）提出書類作成要領及び様式集
- 添付書類（４）基本協定書（案）
- 添付書類（５）事業契約書（案）

本事業の基本的な考え方については、平成31年4月8日に公表した「登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）実施方針」（以下「実施方針」という。）と同様であるが、事業の実施条件等について、実施方針に関する意見・質問等に対する回答を反映している。事業を実施するにあたっての詳細条件や入札説明書等の内容を踏まえ、入札参加者は入札に必要な提案書を提出するものとする。

入札説明書等と実施方針及び業務要求水準書に関する質問回答書に相違がある場合は、入札説明書等の規定内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針及び業務要求水準書に関する質問回答書によることとする。

## 2 事業の概要

### 2.1 事業名称

登別温泉浄水場更新事業（水処理プラント）

### 2.2 事業の対象となる公共施設等の種類

登別温泉浄水場

### 2.3 公共施設等の管理者の名称

登別市水道事業 登別市長 小笠原 春一

### 2.4 事業の目的

登別温泉浄水場は、昭和41年3月に建設された施設であり、平成31年現在で50年以上が経過している。老朽化が進行していることに加え、他系統からのバックアップが不可能であること等により、平成28年8月に策定した登別市水道施設整備計画において無人運転が可能である『膜ろ過方式』により更新することとした。

本事業は、登別温泉浄水場を全面的に更新することにより、耐震性の確保とともに水道水の安定供給を図ることを目的とする。

### 2.5 事業方式

本事業は、更新する登別温泉浄水場の水処理プラントについて、民間事業者へ設計、建設及び保守管理を一括で委託する設計施工一括発注方式（DBM方式）とする。更新事業のうち、膜処理設備棟や場内配管等の設計、建設は、従来通りの発注方式（仕様発注）として別途発注する。なお、本事業は、厚生労働省の水道水源開発等施設整備費国庫補助金又は生活基盤施設耐震化等交付金を受けて実施する予定である。

### 2.6 対象施設及び対象業務

本事業の対象業務は、以下のとおりである。

#### （1）設計業務

調査、基本設計（土木建築施設の一部含む）、詳細設計（水処理プラント）、各種申請書類等の作成補助

#### （2）建設業務

新浄水場の建設工事（土木建築施設を含まず、整備対象施設となる水処理プラントの建設及び試運転調整）

#### （3）保守管理業務

新浄水場水処理プラントにおける以下の内容であり、詳細は業務要求水準書に示すとおりである。

- ア 保守管理計画書作成・見直し
- イ 運転管理マニュアル作成
- ウ 設備台帳
- エ 施設保守管理
- オ 運転管理指導・助言

## 2.7 事業期間

本事業は、設計及び建設期間を令和2年4月1日から令和6年3月31日までとし、新浄水場水処理プラントの保守管理期間を令和6年4月1日から令和22年3月31日までとする。

## 2.8 事業のスケジュール

本事業のスケジュールは、以下の予定である。

- ア 基本協定の締結 令和2年1月中旬
- イ 事業契約の締結 令和2年3月
- ウ 設計及び建設期間 令和2年4月1日から  
令和6年3月31日（4年間）
- エ 保守管理期間 令和6年4月1日から  
令和22年3月31日（16年間）

## 2.9 本事業におけるサービスの範囲と水準

事業者は、事業期間にわたり、添付書類（1）業務要求水準書に示す水準を確保するものとする。

## 2.10 提供されるサービスに対する対価の支払い

市は、添付書類（5）事業契約書に従い、提供されるサービスに対し、その対価を支払う。

## 2.11 遵守すべき関係法令

事業者は、本事業を実施するに当たり、必要とされる関係法令（法律、政令、省令、条例、規則、規程及びガイドライン等を含む。）を遵守するものとする。

### 3 入札参加に関する条件

#### 3.1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成については、次のとおりとする。

- ア 入札参加者の構成は、単独企業又は複数の企業等により構成されるグループとする。入札参加者を構成する企業を「構成企業」とする。
- イ 入札参加者は、本事業の設計を行う企業（設計企業）、本事業の機械設備工事を行う企業（建設企業（機械））、本事業の電気設備工事を行う企業（建設企業（電気））及び本事業の保守管理業務を行う企業（保守管理企業）を含む企業により構成されることを基本とする。
- ウ 構成企業の企業数の上限は任意とする。入札参加者は構成企業のうち建設企業（機械）の中から代表企業1社を定め、代表企業が入札参加手続や落札者となった場合の契約協議など市との調整・協議等における窓口役を担うものとする。
- エ 構成企業は、1社にて複数工種を兼ねる場合は、該当する工種の参加資格要件を全て満たすこと。
- オ 入札参加者は、参加表明書及び入札参加資格確認申請書の提出時に、代表企業及びその他の構成企業（設計企業、建設企業（機械）、建設企業（電気）及び保守管理企業）の企業名並びに携わる業務について明らかにするものとする。
- カ 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業に加わることはできない。
- キ 入札参加者の代表企業の変更、構成企業の変更は原則として認めない。
- ク 入札参加者からの提案は1案のみとする。

#### 3.2 入札参加者の資格要件

##### (1) 構成企業の入札参加資格共通要件

入札参加者の構成企業は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次の要件を満たすこと。

- ア 登別市競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成7年3月制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。又は再生手続をなしていないもの。
- エ 国税、都道府県税及び市税に未納の税額がないこと。
- オ 登別市暴力団の排除の推進に関する条例（平成26年12月24日条例第22号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係事業者が含まれていないこと。
- カ 暴力団の構成員及びその利益となる活動を行ったことがある者が含まれていないこと。
- キ 本事業に係る事業者選定支援業務受託者、受託者の関連会社（受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をし

ているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等)、事業者選定公募書類作成に関与したもの又は事業者選定支援業務に関与した者でないこと。

事業者選定公募書類作成に関与したもの：株式会社N J S

事業者選定支援業務受託者：株式会社N J S

- ク 入札及び技術提案審査のために設置する「登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価契約審査委員会」（以下「契約審査委員会」という。）、「登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価技術審査委員会」（以下「技術審査委員会」という。）の委員が属する法人又はその法人と資本関係のある者でないこと。

## (2) 各業務の実施を担う者の資格要件

入札参加者は、入札参加資格確認基準日において、以下の1) から3) の各項目の区分に応じ全ての要件を満たすこと。複数の業務の要件を満たす者は、当該複数の業務の実施を担うことができる。なお、登別温泉浄水場浄水処理実証実験に1年以上参加している企業は、これらの要件のうち実績に係る要件（設計企業イ及びウ、建設企業ア及びイ）は満たしているものとする。

### 1) 設計業務の実施を担う者（設計企業）

- ア 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が1名以上在籍していること。
- イ 社会資本整備に係るPFI事業、浄水場整備に係るDBO事業、若しくは浄水場整備に係るDB事業の業務実績、又は事業者選定支援業務等水道事業のPPP関連業務の受託実績を有すること。
- ウ 国内において、水道法（昭和32年法律第177号）でいう水道事業の浄水場で、水源の種別を表流水とする公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上膜ろ過方式の浄水場の実施設計の履行実績を有すること。

### 2) 建設業務の実施を担う者（建設企業）

- ア 建設企業（機械）は国内において、公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上浄水能力を有する膜ろ過浄水場の機械設備工事の施工実績があること。
- イ 建設企業（電気）は国内において、公称能力5,000m<sup>3</sup>/日以上浄水能力を有する浄水場の電気設備工事（中央監視・計装設備を含む一式）の施工実績があること。
- ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、構成企業のうち建設企業（機械）は機械器具設置工事、建設企業（電気）は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- エ 建設企業（機械）は、水道技術研究センターの浄水用設備等認定において膜ろ

過装置の技術認定を有すること。

オ 構成企業は、参加表明書の提出期限日において、建設業法に規定する総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書）の総合評価値（P点）が、建設企業（機械）は、機械器具設置工事について1,000点以上、建設企業（電気）は、電気工事について1,000点以上であること。

カ 建設業法等の規定に基づき、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者及び現場代理人を工事現場に適正に配置できること。ただし、現場代理人は常駐とし、入札参加者の代表企業が配置すること。

### 3) 保守管理業務の実施を担う者（保守管理企業）

ア 保守管理業務等の実施を担う構成企業のうち1社は、水道法でいう水道事業の公称能力5,000 m<sup>3</sup>/日以上浄水場において1年以上の維持管理業務の実績を有すること。なお、共同企業体として実施した実績は、当該共同企業体の構成企業としての出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。

### (3) 入札参加資格確認基準日

入札参加者は、入札参加資格要件を満たすことを明らかにするため、入札参加資格の確認を受けなければならない。

入札参加資格要件の確認基準日は入札参加表明書、入札参加資格確認申請書の提出期限日とする。

### (4) 入札参加者が資格要件を喪失した場合の取扱い

入札参加者の構成企業の変更は認めないものとする。ただし、入札参加資格を有すると認められた入札参加者の構成企業が、参加表明書の受付日以降に入札参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

ア 入札参加表明書の受付日から落札者決定日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、当該入札参加者は原則として失格とする。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとする。

イ 落札者決定日から事業契約締結日までの間に、入札参加者の構成企業に入札参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市は本契約を締結しないことができるものとする。これにより本契約を締結しなくても、市は一切責を負わない。ただし、入札参加者の申し出により、市がやむを得ないと認め、承認した場合に限り、入札参加資格要件を欠く構成企業（ただし、代表企業を除く。）の変更ができるものとし、市は変更後の入札参加者と事業契約を締結できるものとする。

## 4 入札の手続き等

### 4.1 入札のスケジュール等

#### (1) 入札のスケジュール

実施事項	日程
入札公告・入札説明書等の公表	令和元年6月3日
入札説明書等に関する質問及び資料の閲覧の受付開始	令和元年6月4日
入札説明会の実施	令和元年6月10日
現地見学会の開催(第2回)	令和元年6月10日
資料の閲覧・提供開始	令和元年6月11日
入札説明書等に関する質問の受付締切(第1回)	令和元年6月14日
入札説明書等に関する質問に対する回答の公表(第1回)	令和元年7月5日
資料の閲覧の受付終了	令和元年7月8日
入札説明書等に関する質問の受付締切(第2回)	令和元年7月16日
資料の閲覧・提供終了	令和元年7月16日
入札説明書等に関する質問に対する回答の公表(第2回)	令和元年8月2日
参加表明書及び入札参加資格確認申請書の受付	令和元年8月5日～ 令和元年8月9日
入札参加資格確認結果の通知	令和元年8月30日まで
技術提案書の受付	令和元年9月24日～ 令和元年9月27日
事業者への事前ヒアリング開催	令和元年10月28日～ 令和元年10月31日
入札書の受付及び開札	令和元年12月23日
プレゼンテーションの開催	令和元年12月23日～ 令和元年12月25日
落札者決定、選考結果の通知・審査結果の公表	令和2年1月上旬
落札者との基本協定の締結	令和2年1月中旬
落札者との事業契約の締結	令和2年3月

#### (2) 入札説明会等

入札参加予定者に対して次のとおり入札説明会等を開催する。

##### 1) 入札説明会

###### (ア) 開催日時

令和元年6月10日(月) 午前10時00分から

###### (イ) 開催場所

登別市富士町7丁目33番地 登別市民会館 大会議室

(ウ) 申込方法

申込書（様式 1－1号）に必要事項を記入の上、「9 問い合わせ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。なお、参加者は1社当たり3名までとする。

(エ) 申込期限

令和元年6月4日（火）から6月7日（金）午後5時までとする。

(オ) 注意事項

説明会で入札説明書等は配布しない。また、本説明会では質疑応答の機会を設けない。

2) 第2回現地見学会

(ア) 開催日時

令和元年6月10日（月）午後1時30分から

(イ) 開催場所

新登別温泉浄水場建設予定地

（既存登別温泉浄水場、登別温泉浄水場取水施設、幌別浄水場）

(ウ) 申込方法

参加者は、説明会申込みと同時に現地見学会の申込みを行うこと。なお、参加者は1社当たり3名までとする。

(エ) 注意事項

市職員による現地案内は行うが、本見学会では質疑応答の機会を設けない。参加者は名札又はIDストラップ等を着用すること。

(3) 入札説明書等に関する質問書の提出

入札説明書等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

1) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、入札説明書等に関する質問書（様式 1－2号～様式 1－7号）に記入の上、電子メールで提出のこと。その際の着信確認は送信者の責任において行う。

なお、ファイル形式は Microsoft Excel 又はそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。宛名は、「9 問い合わせ先」のとおりである。

2) 質問受付期間

第1回 令和元年6月4日（火）から令和元年6月14日（金）午後3時まで

第2回 令和元年7月8日（月）から令和元年7月16日（火）午後3時まで

3) 入札説明書等に関する質問への回答

(ア) 公表日

第1回質問回答 令和元年7月5日（金）予定

第2回質問回答 令和元年8月2日（金）予定

なお、質問への回答は随時行うこともある。

(イ) 公表方法

入札説明書等に関する質問に対する回答は、市のウェブサイトを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

市ウェブサイト URL: <http://www.city.noboribetsu.lg.jp/>

(4) 参考資料の閲覧・提供

入札説明書等以外の参考資料の閲覧・提供依頼は、以下のとおりとする。

1) 申込方法

申込書（様式 1－8号）に必要事項を記入の上、「9 問い合わせ先」のメールアドレス宛に申し込むこと。閲覧希望日の5日前（土日祝日除く）までに提出のこと。後日、市より閲覧可能日を連絡する。

2) 受付期間

(ア) 参考資料の閲覧・提供依頼書の受付期間

令和元年6月4日（火）から令和元年7月8日（月）午後5時まで

(イ) 参考資料の閲覧可能期間

令和元年6月11日（火）から令和元年7月16日（火）午後5時まで

3) 閲覧・提供可能な参考資料

閲覧・提供可能な参考資料は、「提出書類作成要領及び様式集 1 入札説明会参加申請及び各書類質問書提出書類 表 1.1 参考資料一覧」に示す内容である。同表に記載の無い資料については基本的に閲覧・提供しない。

4.2 入札の手続き

(1) 入札参加、審査の手順

本事業の入札参加者は、次の各号の審査を受けなければならない。なお、審査事項等の詳細は添付書類（2）落札者決定基準に示す。

1) 審査手順

審査は、入札参加資格の確認、入札及び技術提案審査の順に実施する。なお入札参加者は、市の求める登別温泉浄水場更新事業を遂行できる技術的能力、資力、信用及び実績を有する単独企業又は複数の企業により構成されるグループとする。

2) 審査委員会での審査

入札及び技術提案審査における審査は、中立かつ公平、公正な評価を行うために設置している、契約審査委員会において行う。なお、技術的な評価については、技術審

査委員会を設置し、その意見を持って審査する。

## (2) 入札参加資格の確認

### 1) 入札参加資格確認申請

入札参加者は、「3. 2 入札参加者の資格要件」に掲げる要件を満たすことを証明するため、入札参加資格確認申請書等を下記のとおり提出すること

#### (ア) 申請書類

申請に必要な書類及び提出部数については、添付書類(3) 提出書類作成要領及び様式集に定めるとおりとする。

#### (イ) 提出期間

令和元年8月5日から令和元年8月9日まで(市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

ただし、正午から午後1時までを除く。

#### (ウ) 提出先

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

登別市総務部契約・管財グループ

電話 0143-85-1184

#### (エ) 提出方法

持参によることとし、郵送やファクシミリ等によるものは受付けない。

### 2) 入札参加資格通知

入札参加資格の確認結果については、令和元年8月30日(金)までに、書面により入札参加者に通知する。

### 3) 入札参加資格がないとした者に対する理由の説明

ア 入札参加資格がないと認められた者は、市に対して入札参加資格がないとした理由について説明を求めることができる。この場合には、令和元年9月4日までに書面を提出して行わなければならない。

イ アの書面は、登別市総務部契約・管財グループに持参により提出するものとする。

ウ 説明を求めた者に対しては、令和元年9月13日を目途に書面により回答する。

## (3) 技術提案書の提出及び技術提案審査

### 1) 技術提案書の提出

入札参加資格の確認において、入札参加の資格がある旨の通知を受けた者は、以下のとおり、技術提案書を提出する。

#### (ア) 提出書類

提出する技術提案書(プレゼンテーション用資料含む)と提出部数は、添付書類(3) 提出書類作成要領及び様式集に定めるとおりとする。

(イ) 提出期間

令和元年9月24日から令和元年9月27日まで(市の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

ただし、正午から午後1時までを除く。

(ウ) 提出先

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

登別市総務部契約・管財グループ

電話 0143-85-1184

(エ) 提出方法

持参によることとし、郵送やファクシミリ等によるものは受け付けない。

(オ) 注意事項

書類を提出期限までに提出しなかった者は、本事業のプレゼンテーションに参加することができない。

**(4) 入札書の受付及び開札**

**1) 入札書の提出**

入札参加資格の確認において、入札参加の資格がある旨の通知を受けた者は、以下のとおり、入札書を提出する。

(ア) 提出書類

提出する入札書と提出部数は、添付書類(3)提出書類作成要領及び様式集に定めるとおりとする。

(イ) 入札執行の場所

登別市役所 第2会議室(本庁舎3階)

(ウ) 入札執行の日時

令和元年12月23日(月) 午前9時30分

(エ) 入札方法

- ① 郵便又は電報による入札は認めない。
- ② 代理人が入札を行う場合にあっては、委任状を提出すること。
- ③ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を除いた額で、入札価格内訳書と同額とする。

**(5) 入札の辞退**

市より入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札を辞退する場合には、入札書の提出期限日までに入札辞退届を持参により提出すること。

## 5 事業者の決定

### 5.1 落札者の決定

#### (1) 入札書類の審査

入札書類の審査は、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため学識経験者等により構成される技術審査委員会及び当市職員で構成される契約審査委員会で行う。技術審査委員会は、入札参加者の技術提案書の評価を行い、技術審査委員会の評価結果をもとに契約審査委員会は、優秀提案者を選定する。なお、審査項目及び視点については、落札者決定基準に定める。

#### (2) 委員会の委員等

技術審査委員会及び契約審査委員会の委員は、以下のとおりである。なお、入札参加者が落札者決定前までに、本事業について当委員会の委員に対して直接及び間接を問わず接触を試みた場合は失格とする。

##### 1) 技術審査委員会

(委員長) 国立大学法人 室蘭工業大学 准教授 吉田英樹

(委員) 国立大学法人 室蘭工業大学 准教授 安居光國

(委員) 公益財団法人 水道技術研究センター 主席研究員 富井正雄

##### 2) 契約審査委員会

「登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価契約審査委員会設置要綱」に記載のとおりとする。

#### (3) 入札書類に関するヒアリングの実施

市が提案内容確認のために必要と判断した場合には、入札参加者に対して事務局がヒアリングを実施する。ヒアリングの実施時期は、令和元年10月28日から10月31日までのうち、指定日とし、日時、場所及びヒアリング内容等を事前に入札参加者に通知することとする。

#### (4) 技術審査委員会での審査（プレゼンテーションの開催）

入札参加者が提案した水処理プラント技術等の内容について、技術審査委員会で入札参加者によるプレゼンテーションを開催する。プレゼンテーションの実施時期は、令和元年12月23日から12月25日までのうち、指定日とし、日時及び場所については事前に入札参加者に通知する。

#### (5) 優秀提案者の選定

契約審査委員会は、技術審査委員会の評価結果を踏まえ、優秀提案者を選定する。

#### (6) 落札者の決定

市は、地方自治法施行令第167条の10の2第1項の規定に基づき優秀提案者を落

札者として決定する。

#### (7) 選定結果の通知

優秀提案者の選定結果及び落札者の決定結果は、選定及び決定後速やかに通知するとともに、市ウェブサイトへの掲載により公表する。なお電話等による問い合わせには応じないものとする。

### 5.2 契約手続き

#### (1) 基本協定の締結

市は落札者と添付書類(4)基本協定書により、基本協定を締結する。

#### (2) 契約の締結

市は、本施設の設計、建設及び保守管理業務を一括で発注するために、落札者、落札者が結成する共同企業体又は落札者が設置するSPCと添付書類(5)事業契約書により設計、建設及び保守管理業務に関する契約を締結する。

#### (3) 契約を締結しない場合

落札者が市と契約を締結しない場合は、市は損害賠償金を請求することができる。

#### (4) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は全て落札者の負担とする。

### 5.3 事業者を選定しない場合

市は、事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に、応募した者が無い又はいずれの入札参加者も本事業をDBM事業として実施することが適当でないと判断した場合には、事業者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

## 6 市によるモニタリング

市は、事業者が提案内容に基づいた業務を確実に実施し、設計・建設及び保守管理業務に関する技術提案書の内容並びに業務要求水準書に定める要求水準に適合していることを確認するとともに、事業者の事業実施状況等を把握するため、以下に掲げるモニタリングを行う。

事業者はモニタリングの実施にあたり、資料の提出、説明等に協力しなければならない。

### 6.1 本事業の実施状況の確認

市は、本事業の各段階において、定期的にモニタリングを行う。また、市が必要と認める場合には、随時モニタリングを行う。

なお、モニタリングに要する費用は、事業者側に発生する費用を除き、市の負担とする。

#### (1) 基本設計及び詳細設計モニタリング

事業者は、市が実施設計の進捗に係る資料の提出を求めた場合、その資料を提出し、市に説明を行う。事業者は、実施設計を終えた時点で、実施設計図書を提出し、市は、提出された図書が、技術提案書の内容に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

#### (2) 工事施工モニタリング

市が工事の進捗について説明及び報告を求めた場合、事業者は、施工状況の事前説明及び事後報告を行い、市は工事施工状況の確認を行う。

##### ア 工事着手前

事業者は、「建設業法」に規定される主任技術者又は監理技術者をして工事監理を行わせるが、市は工事着手前にその体制などについて確認を行う。

事業者は、工事着工に先立ち、工事実施計画を市に提出し、市の承認を得なければならない。

##### イ 定期

市は、定期的に工事施工状況及び工事監理の状況について確認を行う。

##### ウ 随時

市は、必要と認める場合には、工事施工及び工事監理の状況について確認を行うことができる。

##### エ 中間確認

市は、本施設が設計図書に従い建設されていることを確認するために、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施する。中間確認の結果、工事の内容が設計図書に適合しない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。

#### (3) 工事完成モニタリング

事業者は、本施設完成に先立ち、施設の性能が要求水準に適合するものであるかを確

認するために性能試験を実施する。

事業者は、性能試験の項目及び要領等について予め市の確認を受ける。

本施設完成後、市は、施設の状態が技術提案書の内容及び業務要求水準書に定める要求水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。確認の結果、技術提案書の内容及び業務要求水準書に定める要求水準に適合しない場合には、市は補修又は改善を求めることができる。また、市は施設の引渡し前に事業者が作成・提出する運転マニュアル、設備台帳、各種計画策定及び保守管理業務体制等を確認する。

#### (4) 保守管理モニタリング

##### ア 定期

市は、技術提案書の内容及び業務要求水準書等に定める運転管理マニュアル等のおり保守管理業務が行われているか否かについて、各種報告書により四半期毎に業務の実施状況を確認する。

##### イ 随時

市は、必要と認める場合には、保守管理業務遂行について施設への立入検査等により確認を行う。

### 6.2 性能未達の場合における措置

市は、モニタリング行った結果、業務要求水準書に定める要求水準等を満足することができないと判断した場合は、事業契約書の規定に従い、事業者に対し改善措置の勧告や事業費の減額等の措置を取るものとする。

## 7 事業の継続が困難となった場合における措置

### 7.1 基本的な考え方

事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

### 7.2 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置をとることとする。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

市は、事業契約書の定めに従い、事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるとともに、事業契約を解除することができるものとする。

#### (2) 市の事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者は、事業契約書の定めに従い、事業契約を解除することができるものとする。

#### (3) その他の事由により本事業の継続が困難となった場合

市及び事業者は、事業契約書に具体的に列挙した事由に対して、事業契約書に定める発生事由ごとの適切な措置を講じるものとする。

## 8 その他

### 8.1 入札の無効

次の各項目のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
- イ 入札書類を提出期限までに提出しないとき。
- ウ 入札保証金を納付しないとき、又はその金額に不足があったとき。
- エ 同時に2通以上入札書を提出したとき。
- オ 入札書に事業名の記載がないもの、入札価格の記載がないもの、入札価格を訂正したもの、記名押印のないもの又は記載事項が不明で判読しにくいもの。
- カ 談合その他不正の行為があったと認められるとき。
- キ 予定価格（入札書比較価格）を上回る価格で入札したとき。
- ク 入札価格内訳書の提出をせずに入札したとき、又は提出された入札価格内訳書の内容に対応しない入札をしたとき。
- ケ 虚偽の書類を提出した入札参加者の入札。

### 8.2 入札保証金

#### (1) 入札保証金の納付

入札に参加しようとする者は、見積る入札額の100分の5に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

#### (2) 入札保証金の納付の免除

(1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

- ア 本市を被保険者とする入札保証保険証券を提出したとき。
- イ 過去10年間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を1回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したもの、又は、履行中であり当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### 8.3 契約保証金

#### (1) 契約保証金の納付

落札した者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

#### (2) 契約保証金の納付の免除

- ア 本市を被保険者とする履行保証保険証券を提出したとき。
- イ 金融機関等の発行する公共工事履行保証証券を提出したとき。
- ウ 過去10年間に国（公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じ

くする契約を1回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したもの、又は、履行中であり、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

#### 8.4 その他

(1) 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、前各号に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)、施行令、契約規則、規則の施行について、入札心得、その他入札契約に関する法令を遵守すること。

#### (3) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。また、本入札説明書に定めるもののほか、登別市契約関係規則その他関係法令を遵守すること。

#### (4) 入札時の提出書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出期限以降における入札時の提出書類の差替え及び再提出をすることができない。

#### (5) 必要事項等の追加

本書に定める事項以外に入札の実施にあたって必要な事項が生じた場合には、入札参加資格確認結果の通知前においては市のウェブサイトを通じて、また入札参加資格確認結果の通知後においては市が入札参加資格を有する旨の通知をした入札参加者の代表者に宛てて各々通知する。

#### (6) 著作権

入札参加者から提出された技術提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、入札参加者は、市の本事業の公表及び審査結果の公表に必要な範囲で市に対し提案書の利用を許諾するものとする。市は、この許諾の範囲内において落札者の提案書の一部又は全部及び落札者以外の入札参加者等の提案書の一部を無償で利用できるものとする。

#### (7) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法システム、アプリケーションソフトウェア、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、特段の定めがある場合を除き、原則として入札参加者が負う。ただし、市が、工事材料、施工方

法、維持管理方法等で指定した場合において、詳細設計図等に特許権等の対象である旨が明示されておらず、入札参加者が特許権等の対象であることを過失なくして知らなかった場合には、市が費用を負担する。

(8) 提出書類の取扱い

提出書類は返却しない。

(9) 入札時の提出書類の使用等

契約に至らなかった技術提案書については、本事業の審査に関する公表以外には使用しないものとし、提出書類は返却しないものとする。

(10) 市の提供する資料の取扱い

入札参加者（入札を辞退した者も含む。）は、市が提供する資料を本入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(11) 費用の負担

入札参加者の入札に係る費用については、全て入札参加者の負担とする。

(12) 入札後の異議の申立て

入札参加者は、入札書類の提出後において、入札説明書等や現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(13) 入札の取りやめ等

市が必要と認めた場合には、入札を延期し、又は取り止めることがある。

市は施策変更により、事業を変更、中断又は中止することがある。

(14) 債務負担行為

本事業における予算措置は、債務負担行為を設定している。

債務負担行為設定額：2,500,000,000円（税込み：10%）

## 9 問い合わせ先

登別市総務部契約・管財グループ

所在地 〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地

電話 0143-85-1184

電子メール onsenj@city.noboribetsu.lg.jp